

【資料3】

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査 啓発業務委託企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に当たって、テレビスポットCMの制作・放送、インターネット広告の配信等を行う啓発業務委託の契約候補者を選定するため、審査に関する必要な事項を定めるものです。

2 審査会

- (1) 審査は、審査会を開催し、審査員によって行います。
- (2) 審査員は市町村課長が指名して組織します。
- (3) 審査会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は市町村課が行います。
- (4) 審査会は、必要に応じて審査員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとします。

3 審査の実施方法

- (1) 審査は4の「審査項目」に基づき、総合的に評価します。
- (2) 審査は書面審査により行います。

4 審査項目

- 審査項目は次のとおりとします。
- (1) 事業の有効性及び実現性に関すること
 - (2) テレビスポットCMに関すること
 - (3) インターネット動画広告配信に関すること
 - (4) 街頭啓発に関すること
 - (5) その他提案等に関すること
 - (6) 経費に関すること
 - (7) 加点措置に関すること

5 評価項目等

別紙「評価票」のとおりです。

6 委託候補者の決定方法

審査内容に基づいて総合的に評価し、審査員による協議の上、決定します。